



# 島根県報

令和2年6月9日(火)

号外第76号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第385号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	三隅井野長浜線	浜田市三隅町三隅2124番7地先から同地先まで	前	メートル 6.23～ 15.16	メートル 12.30	浜田県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	9.02～ 15.77	12.30	
〃	吉賀匹見線	鹿足郡吉賀町上高尻1027番地先から同605番4地先まで	前	3.68～ 11.09	57.78	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	11.09～ 32.66	57.78	

## 島根県告示第386号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅井野長浜線	浜田市三隅町三隅2124番7地先から同地先まで	メートル 12.30	令和2年 6月9日	浜田県土整備事務所	